

海外勤務者の社会保険と税務実務

～ 事例を交え実務上におけるポイントをわかりやすく解説 ～

□日 時：2019年 7月19日(金) 10:00～16:00 (5H)

□講 師：三菱UFJリサーチ&コンサルティング
国際ビジネスコンサルティング部
チーフコンサルタント

藤井 恵氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□セミナーのねらい

企業活動のグローバル化により、長期間海外で勤務する社員が増加しています。海外勤務においては、国内勤務の社員とは異なる労務管理や社会保険・税金の問題が発生し、会社も社員も税金を払い過ぎているケースや年金の支払いに支障が生じるケースもあります。そのため、企業の担当者には、実務のプロセスに関わる体系的かつ詳細な理解が求められます。

本セミナーでは、人事・経理担当者が知っておくべき海外勤務者の社会保険と税務、扶養家族の社会保険や医療保険・年金保険などの具体的項目を挙げ、詳しく解説いたします。また、給与の決定方法や赴任者規定などについても、具体例を交えながら解説いたします。さらに、PE課税・短期滞在者免税など、租税条約上の重要項目についても解説いたします。

この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

講師紹介

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
国際ビジネスコンサルティング部
チーフコンサルタント

藤井 恵氏

神戸大学経済学部卒業後、大手証券系シンクタンクに勤務。1997年2月に三和総合研究所(現:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)に入社。海外勤務者の社会保険や税務、海外給与や赴任者規程、租税条約、契約書作成に関するコンサルティング業務に携わる。税理士。

【著書】「アメリカ・カナダ・メキシコ・ブラジル駐在員の選任・赴任から帰任まで完全ガイド」「台湾・韓国・マレーシア・インド・フィリピン駐在員の選任・赴任から帰任まで完全ガイド」「タイ・シンガポール・インドネシア・ベトナム駐在員の選任・赴任から帰任まで完全ガイド」「海外勤務者の税務と社会保険・給与Q&A」「新版 中国駐在員の選任・赴任から帰任まで完全ガイド」「これならわかる! 租税条約」「すっきりわかる! 海外赴任・出張 外国人労働者雇用」など

■ 申込要領 ■

参加料：
(1名につき)

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	2,400円	32,400円
一般	35,000円	2,800円	37,800円

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、郵送又はFAXにて下記へお申込みください。追って、参加料と振込口座名を記載した請求書をご派遣責任者までお送りします。

参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。

(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください)

- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 電話では、ご予約のみ承ります。(後日、必ず申込書をご送付ください)
- 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

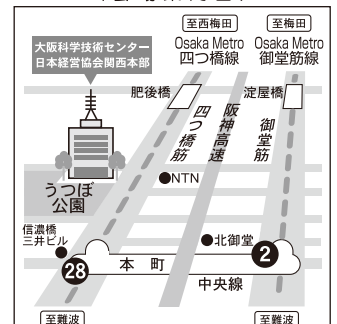
キャンセルについて

開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

その他：

- 教材は原則として当日お渡しいたします。
- ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
- 録音・録画・写真撮影は原則としてお断りいたします。
- 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：重藤

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>
TEL 06(6443)6962(ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

I. 海外勤務者の社会保険と税務

1. 社会保険

- (1) 国内企業との雇用関係の有無と被保険者資格
- (2) 被保険者資格の有無により異なる社会保険の取扱い
- (3) 海外勤務により将来の年金に影響はないか?
- (4) 社会保障協定の概要・手続き方法・協定相手国からの年金受け取り方法 (ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、カナダ、ベルギー、フランス、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク)
- (5) 今後締結・発効予定の社会保障協定 (中国等)
- (6) 勤務地国での公的年金制度
- (7) 健康保険と海外旅行保険の相違点・使い分け方、クレジットカード付帯の海外旅行保険について・海外旅行保険の値上がりへの対応策
- (8) 勤務地国での公的・民間医療制度 (アメリカ、ドイツ、イギリス、オランダ等)
- (9) 海外勤務者の介護保険
- (10) 海外勤務中に退職した社員の雇用保険
- (11) 労災保険の海外派遣者特別加入制度

2. 税務

- (1) はじめに
 - ① 居住者・非居住者の定義および課税所得の範囲
 - ② 海外勤務期間変更に伴う留意点
 - ③ 海外勤務者、出張者にかかる租税条約の重要事項
- (2) 出国前事項
 - ① 出国前に会社が行うべき税務上の手続き (年末調整)
 - ② 海外赴任予定者及び配偶者の語学研修費
 - ③ 納税管理人の任命が必要な場合
- (3) 出国後の取扱い
 - ① 出国後に増加した扶養家族に対する取扱い
 - ② 出国後および帰国後最初に支払う給与・賞与の取扱い
 - ③ 海外勤務中の住宅ローン控除
 - ④ 海外勤務者が日本で確定申告する必要がある場合

- ⑤ 海外勤務者の自宅を借り上げ社宅にした場合
 - ⑥ 海外赴任者のストックオプション (赴任中に行使した場合、譲渡した場合)
 - ⑦ 海外勤務中の日本払い給与の日本および現地での留意点
 - ・ 寄附金課税されないためには?
 - ・ 日本払給与の現地での申告は?
 - ⑧ 海外勤務中の給与等に関して必要な法定調書
 - ⑨ 海外勤務中に退職した場合の日本払い退職金
 - ⑩ 勤務地国の税務 (居住者の定義と課税所得の範囲など)
 - ⑪ 勤務地国の税務 (日本からの出張者に対する課税)
 - ⑫ 赴任国における意図せざる個人所得税納税漏れの具体的事例
- (4) 帰国後の取扱い
 - ① 帰任前に留意しておくべき事項
 - ② 帰国後行う税務上の手続き
 - (5) 海外の税務
 - ① 各国個人所得税の概要
 - (6) 海外出張者の留意点
 - ① 短期滞在者免税とは (概要および国による相違点)
 - ② 日本と現地で二重課税された場合の対処方法
 - ③ 長期出張者に関する留意点
 - ④ 海外出張者経費を本社負担する場合の留意点
 - (7) PE課税
 - ① PEとは? (PEの概念、PEの定義等)
 - ② PE課税される事例
 - (8) 海外赴任者に係るコストを現地法人から回収する際の留意点

3. 海外勤務者の給与

- (1) 海外勤務者の給与の考え方
- (2) 海外基本給
- (3) 海外勤務者に支払う各種手当
- (4) 給与支給方法

II. 海外勤務者の社会保険と税務に関するケーススタディ

○ まとめ・質疑応答

※セミナー実施後日のご質問にはお答えいたしかねますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

(5.5)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ (重藤) 宛

NOMA	「海外勤務者の社会保険と税務実務」参加申込書 (12501)	2019. 7/19 32, 400/37, 800
(フリガナ) 会社名: 団体名	TEL () - FAX () -	ご派遣責任者:
(フリガナ) (〒) 所在地:		所属・役職:
参加者氏名	所属・役職名	●お支払い方法 } 通信欄 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> その他
(フリガナ)	経験年数	
(フリガナ)	年	
(フリガナ)	年	
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。 }		ご請求先 (ご担当)
		(ご所属)

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会事業のご案内 なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □ 不要